

(論文)

近世常陸国における天台宗寺院の経営

田中洋平

〈要約〉

本論では茨城県稲敷市の天台宗寺院・不動院に残された「江戸崎不動院門徒分限帳」(全三冊を基礎史料として、近世における同院の配下寺院について、その経営実態を分析した。特に天台宗教団内における寺格に注目し、寺格別に各寺院の檀家数や檀家から得られる収入、所持耕地などに関しての考察を進めている。そこからは、従来の研究史のうえで等閑視されてきた寺格によって、右記の分析項目に著しい差異が生じている実態を明らかにした。具体的には、寺請や葬祭を執行することができる住持によって営まれる「末寺」寺院では、一定の葬祭檀家と所持耕地を有しており、これによって寺院経営が維持されていたのに対し、寺請や葬祭の執行が原則として許されていない住持によって営まれる「門徒」寺院の場合には、檀家、所持耕地からの収入とともに充分ではない様子を数量的把握によって描出している。

〈キーワード〉

近世 寺院経営 分限帳 寺格 檀家 所持耕地

はじめに

本論では、近世中期の常陸国における天台宗寺院の経営実態について、その数量的把握を主眼として分析を進めていく。

近世において、江戸幕府は禁教の対象としたキリシタンや日蓮宗不受不施派などの信者ではないことを証明させる権限を寺院の住持に付与した。⁽¹⁾ 寺請、あるいは宗判と呼称される行為がそれである。⁽²⁾ これまでの研究史のうちでは、幕府が寺請を媒介として、この時代に生きる人々と寺院を結びつけたと理解されている。⁽³⁾ 各仏教教団の側も、こうした権限を梃子にして教線を拡大した。近世初期に寺院数の飛躍的な増加がみられたのは、江戸幕府の宗教政策と、それに伴う各教団の対応が合致した所産である。寺請を前提とする寺檀制度の整備と各仏教教団の思惑、そして小農の自立を契機とする祖先崇拜観念の成立によって、⁽⁵⁾ 寺院の建立は陸続と進められていった。

このようにして成立した寺院が、住持による寺請の行使や宗教活動によって存在するならば、その基盤は社会的要請のうえに形成されている。言うなれば、寺院の社会的存立基盤は、住持によるそうした活動によって維持されていると考えることができよう。寺檀の関係を制度的に拘束した江戸幕府の宗教政策は、この意味において寺院の存立基盤を確固たるものにした。

しかしながら、寺院の存立は、その社会的基盤の形成のみによって成立するわけではない。寺請や宗教行為といった寺院の住持による諸活動を

持続的に展開するにあたり、経済的な裏付けが必要となる。政治的・社会的要請に基づく社会的存立基盤の確立とともに、経済的存立基盤が整うことによって、はじめて寺院はこの時代に安定的な位地を確保することになるのである。

近世における寺院の経済的存立基盤について、近世浄土真宗史を牽引してきた児玉識は次のように言う。すなわち、「寺領を持たず、檀家の懇志を唯一の財源とする多くの真宗寺院では、檀家数の多寡が寺院経済を大きく左右する」。⁽⁶⁾ 児玉のこうした指摘は、寺院経営の基盤を寺檀関係にもとづく檀家からの「懇志」、すなわち檀徳に求めていることを示している。寺請や宗教活動といった社会的存立基盤と経済的存立基盤が一致しているのが、この時代における浄土真宗寺院の特徴であると整理されよう。また、他宗派に目を転じて、檀徳が近世の寺院経営を支える大きな柱であることは、研究者のあいだで共有されているものと考えられる。

しかしながら、近世における寺院経営は、檀徳のみによって維持されていたのではない。寺院経営は住持による宗教活動によって得られる収入以外にも、他の収入手段による経済的補完によって成り立っていたことも明らかにされつつある。⁽⁷⁾ この点を踏まえるならば、寺院と檀家との関係を視野に入れるとともに、寺院の収入手段に関してより広がりをもった寺院経営像の描出が必要であろう。

本論では、近世常陸国の天台宗寺院を分析の対象とし、檀家からの収入とともに、それ以外の収入手段——具体的には所持耕地からの収入——に焦点を当て、寺院経営の総合的な解明を目指すことを目的とする。

表1 不動院配下寺院の葬祭檀家数

	寺院名	村名	葬祭檀家数	寺 格		備 考
				末寺	門徒	
1	満願寺	河嶋崎村	273	○		
2	善照寺	若栗村	93	○		
3	照明院	伊佐郡村	90	○		
4	宝勝院	大形村	75	○		
5	海蔵寺	上次田村	70	○		
6	如来寺	木原村	69	○		
7	高照寺	福田村	67	○		
8	延命寺	久野村	66	○		
9	多宝院	古渡村	62	○		
10	妙香寺	土浦村	60	○		
11	観音寺	鳩嶋村	55	○		
12	万福寺	蒲ヶ山村	50	○		
13	来遍院	大須賀津村	50	○		
14	薬王寺	大山村	50	○		
15	圓光寺	佐倉村	40	○		「祈滅檀家」
16	高福寺	嶋田村	40		○	
17	妙行寺	上条村	38		○	
18	八幡寺	豫崎村	37		○	
19	金剛院	桂村	37		○	
20	観音寺	飯嶋村	33		○	
21	西福寺	大谷村	27	○		
22	普賢院	信太村	25	○		
23	安楽寺	古渡村	22		○	
24	明鏡院	八井田村	22		○	
25	寿堂院	請領村	20	○		
26	不動院	江戸崎	20	○		田舎本寺
27	持法院	佐倉村	20		○	
28	観行院	根火村	19		○	
29	龍蔵寺	大田村	18		○	
30	観音寺	佐倉村	17		○	
31	延命院	山内村	15		○	註
32	地藏院	木村	14		○	
33	無量院	大塚村	13		○	
34	東壽院	谷中村	12		○	
35	延壽院	山王村	12		○	
36	薬師寺	佐倉村	11		○	
37	和光院	根火村	8		○	
38	薬師寺	大田村	6		○	
39	龍光院	間野村	6		○	
40	経堂院	間野村	4		○	
41	慶正院	牛込村	2		○	
合 計				19	22	
平 均			40.7			

(註)「旦那祈滅共二十五軒」と墨書され、朱字で滅罪檀家十五軒と記されている

一 不動寺院配下寺院の葬祭檀家と祈禱檀家

一 葬祭檀家の概要

本論で分析の対象とする「江戸崎不動院門徒分限帳」⁽⁸⁾は、常陸国信太郡江戸崎村(現茨城県稲敷市)の天台宗不動院及びその配下寺院⁽⁹⁾に関する史料である。同史料は全三冊から構成されている。内訳は「江戸崎不動院門徒分限書上帳」が上下二冊、「江戸崎不動院末分限帳扣帳」が一冊である。表紙の文言から、延享二(一七四五)年に作成された「分限帳」を不動院配下の吉祥院住職が宝暦二年(一七五二)に写記したことが判明する。常陸国では、千妙寺配下寺院に関しても延享二年に「分限帳」が

作成されていることが確認され⁽¹⁰⁾、不動院や千妙寺にとどまらず、広く同年に天台宗各寺院の実態調査がなされたものと考えられる。

「江戸崎不動院門徒分限帳」の記述内容を確認すると、寺院名と所在村名、寺格、朱印地、除地、年貢地それぞれの面積や石高とそこから得られる作徳、葬祭檀家及び祈禱檀家それぞれの軒数⁽¹¹⁾、そして檀徳についての情報を得ることができる。こうした記載内容は、近世中期の常陸国における天台宗教団において、個別的な寺院の経営実態を分析するうえで有益である。本節では同史料にもとづいて、まずは寺院経営の根幹とされる葬祭檀家の把握を試みることにしたい。

この史料に登場する全一一三ヶ寺のうち、葬祭檀家が確認されるのは四一ヶ寺である。これを表化したものが次の表1である。

同表によると、葬祭檀家が最も多いのは満願寺(No.1)で二七三軒、最少は慶正院(No.41)の二軒、全体の平均値は四〇軒程度となっている。満願寺は相対的に突出した葬祭檀家数となっており、例外的な寺院であるとみなされるだろう。同寺を除いた四〇ヶ寺について、一ヶ寺あたりの葬祭檀家数を中央値でみると二六軒、平均値は三五軒弱となる。近世中期における不動院配下寺院に関しては、二〇軒代後半から三〇軒台前半という数字が統計処理上の標準的な葬祭檀家数と考えられる。

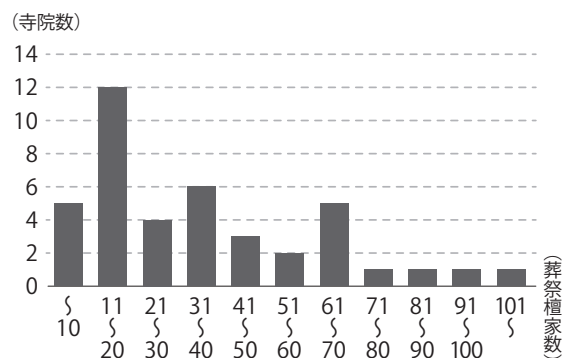
次に、先の葬祭檀家数を一〇軒ごとの階層別に確認していく。ここで表2をみてみると、最頻値は一から二〇軒の葬祭檀家をかかえる寺院群で、全体の約三割を占めている。これに一〇軒以下の寺院五ヶ寺を加えると、計一七ヶ寺、割合にして四〇%を超える寺院が葬祭檀家二〇軒以下となる。一方で、五一軒以上の葬祭檀家数を有する寺院は一ヶ寺、割合にして二〇%台後半の数値にとどまる。さらに七一軒以上の葬祭檀家を有する寺院は四ヶ寺のみであり、全体の一〇%にも満たない。不動院配下寺院の葬祭檀家数は、おおむね七〇軒以下の範囲に収まると考えてよい。

こうした実態をグラフ化すると、グラフ1のようになる。同グラフからもわかるように、不動院配下各寺院の葬祭檀家数は、正規分布を示しておらず、中央値及び平均値よりも下方に偏在している傾向にある。

以上の分析からは、葬祭檀家数が二〇軒以下という寺院の階層が、全体の平均値を押し下げる要因となっていることが確認されるだろう。この時代にあつて、葬祭檀家二〇軒という数字は、寺院経営を維持していくうえで充分であったとはいえない。圭室文雄は、近世の寺院が

表2 不動院配下寺院の葬祭檀家数(10軒ごと)

葬祭檀家数[軒]	寺院数	全寺院数に対する割合
～ 10	5	12.2%
11 ～ 20	12	29.3%
21 ～ 30	4	9.8%
31 ～ 40	6	14.6%
41 ～ 50	3	7.3%
51 ～ 60	2	4.9%
61 ～ 70	5	12.2%
71 ～ 80	1	2.4%
81 ～ 90	1	2.4%
91 ～ 100	1	2.4%
101 ～	1	2.4%
合計	41	100.0%



グラフ1 不動院配下寺院の葬祭檀家数

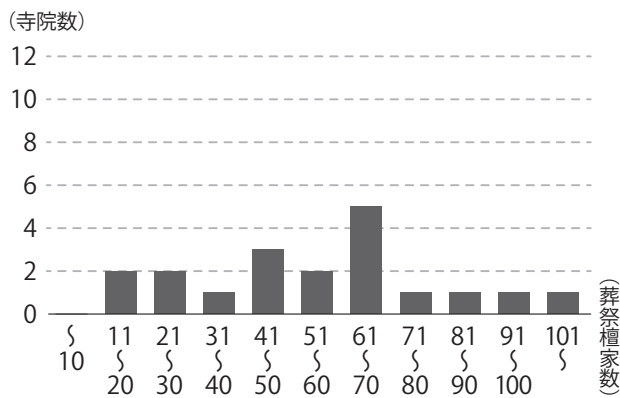
葬祭檀家からの収入によって経営を維持していくための目安として、一〇〇軒から一五〇軒程度が必要であることを指摘している。¹⁵⁾二〇軒という葬祭檀家数は、圭室が指摘した数字の五分の一以下にすぎない。この程度の葬祭檀家数しかもたない階層の寺院が一定の割合で存在していたということは、同時代における寺院経営の基盤を考慮するうえで注視すべき実態である。

一 一 二 寺 格 別 に みる 葬 祭 檀 家 数

前節では、不動院配下寺院のうち葬祭檀家をかかえる寺院について、一ヶ寺あたりの檀家数に焦点をあてつつ概観した。ここではさらにそれ

表3 「末寺」寺院の葬祭檀家数

	寺院名	村名	葬祭檀家数	寺 格	
				末寺	門徒
1	満願寺	河嶋崎村	273	○	
2	善照寺	若栗村	93	○	
3	照明院	伊佐郡村	90	○	
4	宝勝院	大形村	75	○	
5	海蔵寺	上次田村	70	○	
6	如来寺	木原村	69	○	
7	高照寺	福田村	67	○	
8	延命寺	久野村	66	○	
9	多宝院	古渡村	62	○	
10	妙香寺	土浦村	60	○	
11	観音寺	鳩嶋村	55	○	
12	万福寺	蒲ヶ山村	50	○	
13	来遍院	大須賀村	50	○	
14	薬王寺	大山村	50	○	
15	圓光寺	佐倉村	40	○	
16	西福寺	大谷村	27	○	
17	普賢院	信太村	25	○	
18	寿堂院	請領村	20	○	
19	不動院	江戸崎	20	◎	
平均			66.4		



ら寺院の分析を掘り下げて進めていきたい。注目するのは寺格である。先記のとおり、「江戸崎不動院門徒分限書上帳」は、不動院配下寺院について「末寺」と「門徒」とに類別し、分冊形式で作成されている。ここで言う「末寺」「門徒」とは、天台宗内の寺格である。具体的な寺格の差異は後述することにして、まずはこの寺格別に葬祭檀家数を明らかにしたい。「末寺」寺院と「門徒」寺院の寺格については、前掲表1で確認できるとおりである。ここではさらに表1にもとづいて、寺格別の葬祭檀家数を分析するために表3及び表4を用意した。

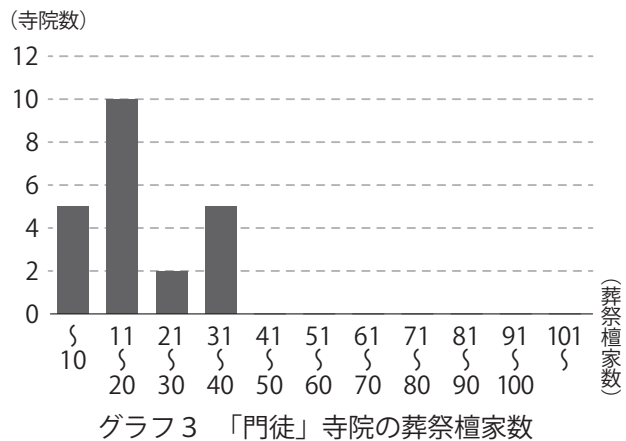
まず「末寺」寺院の一九ヶ寺について表3で確認したい。例外的な寺院として先に指摘した満願寺を除くと、最多の寺院は九三軒、最少は二〇軒の葬祭檀家数となっている。田舎本寺⁽¹⁶⁾である不動院は、葬祭檀家数として

は最少の寺院である⁽¹⁷⁾。また、平均葬祭檀家数は六六軒強であり、満願寺を除くと五五軒程度となる。さらに「末寺」寺院全体では、五一軒以上の葬祭檀家数を有する寺院が一ヶ寺確認され、その割合は過半を超えている。先掲表1と重ね合わせるならば、五一軒以上の葬祭檀家数をもつ寺院は、すべて「末寺」寺院であることが判明するのである。

一方で葬祭檀家数二〇軒台の寺院も四ヶ寺確認されるが、「末寺」寺院全体に占める割合は二〇%程度にすぎない。葬祭檀家数を一〇軒ごとにとめたグラフ2をみると、最頻値は六一軒から七〇軒の階層である。こうした点からも、「末寺」寺院に関しては、葬祭檀家のみで寺院経営を維持できるとされる数字には及ばないものの、一定数の葬祭檀家を抱えていたことが明らかとなるだろう。

表4 「門徒」寺院の葬祭檀家数

	寺院名	村名	葬祭檀家数	寺 格	
				末寺	門徒
1	高福寺	嶋田村	40		○
2	妙行寺	上条村	38		○
3	八幡寺	豫崎村	37		○
4	金剛院	桂村	37		○
5	観音寺	飯嶋村	33		○
6	安楽寺	古渡村	22		○
7	明鏡院	八井田村	22		○
8	持法院	佐倉村	20		○
9	観行院	根火村	19		○
10	龍蔵寺	大田村	18		○
11	観音寺	佐倉村	17		○
12	延命院	山内村	15		○
13	地藏院	木村	14		○
14	無量院	大塚村	13		○
15	東壽院	谷中村	12		○
16	延壽院	山王村	12		○
17	薬師寺	佐倉村	11		○
18	和光院	根火村	8		○
19	薬師寺	大田村	6		○
20	龍光院	間野村	6		○
21	経堂院	間野村	4		○
22	慶正院	牛込村	2		○
平均			18.5		



次に「門徒」寺院に関して、表4で確認することとしよう。「門徒」寺院では、葬祭檀家の最多が四〇軒、最少が二軒である。「末寺」寺院とは対照的に、全二一ヶ寺のうち、二〇軒台以下の葬祭檀家しかもたない寺院が一七ヶ寺存在し、約八〇%の寺院がこの階層に属している。「末寺」寺院と比較して、四倍程度の高率である。

また、グラフ3から確認される最頻値は、一一軒から二〇軒の葬祭檀家をかかえる階層である。さらに、「末寺」寺院では確認されない葬祭檀家一〇軒以下の寺院も五ヶ寺存在し、二〇%超の「門徒」寺院がこれに該当する。「門徒」寺院に限定すると、この程度の葬祭檀家数しかもた

ない寺院が一般的であったと考えてよいだろう。

加えて、「末寺」寺院では全体の過半を占めていた五一軒以上の葬祭檀家数をもつ寺院は一ヶ寺も存在しない。全体の平均葬祭檀家数は一八軒程度であり、「末寺」寺院のそれと比較すると三分の一以下となる。また、最多の葬祭檀家数をもつ寺院であっても、「末寺」寺院の平均葬祭檀家数に及ばない。

ここまで確認したように、寺院経営を分析するうえで欠かすことができない葬祭檀家数については、寺格によって大きな差異がみられる。この点をさらに詳査するために、表5を提示する。同表は、葬祭檀家を

表5 寺格別にみる無檀家の割合

	寺院数	葬祭檀家なし	割合
「末寺」寺院	31	10	32.3%
「門徒」寺院	82	59	72.0%
合計	113	69	61.1%

(註)「葬祭檀家なし」は「寺院数」の内数

まったくもたない寺院を寺格別に表にしたものである。これによると、全一―三ヶ寺のうち、葬祭檀家をもたない寺院は六九ヶ寺確認され、全体の六〇%強を占めている。不動院配下の寺院全体では、過半数以上の寺院で葬祭檀家を有していない実態が看取されるのである。

寺格別では、「末寺」寺院であっても三割以上の寺院で葬祭檀家を有していないことがわかる。他方「門徒」寺院に目を向けると、その割合は七割以上となり、「末寺」寺院の二倍以上となっている。「門徒」寺院の場合には、葬祭檀家をもたない寺院が一般的であったと言えるだろう。不動院配下寺院全体のうち、葬祭檀家をもたない寺院が過半数を上回る数値となっているのは、「門徒」寺院が寺院数及び葬祭檀家をもたない割合の両面で「末寺」寺院を圧倒していることによる。

ここまでの分析から、葬祭檀家を有するか否かといった寺院経営の根幹は、寺格によって大きく異なっていたことが明瞭である。それでは「末寺」寺院「門徒」寺院といった寺格は、近世の天台宗教団においてどのように規定されていたのであろうか。

この点について、宇高良哲は以下のように言及している。宇高によ

れば、「末寺」寺院はそこに住持する住職自らが「自分で葬儀を執行できる格式の寺」であるのに対し、「門徒」寺院については「末寺の下に位置する寺」であり、かつその住職は「本寺の住職に導師を頼まないと葬儀が執行できない寺」を指している⁽¹⁸⁾。

この時代、葬儀を依頼する寺院の住職に寺請を執行してもらうのが一般的である⁽¹⁹⁾。すなわち、葬祭寺院と寺請寺院は同意であると言えるだろう。この点を勘案すると、「末寺」寺院の住職は、葬祭とともに寺請を行う権限が付与されており、一方で「門徒」寺院の住職にはこれが付されていないかと整理される。

以上のように、近世の天台宗教団では、寺請や葬祭を執行する檀家の有無やその軒数に関して、「末寺」寺院、「門徒」寺院といった寺格のあいだに著しい差異が確認される。

― 三 葬祭檀家一軒あたりの負担

次にみるのは、各寺院に対して葬祭檀家がどれだけの負担をしているのかという点である。前節にて確認したように、天台宗教団では、「末寺」寺院や「門徒」寺院といった寺格によって、寺請に関する権限が大きく異なっている。制度としての寺請が寺檀関係を規定し、さらにはこの時代の寺院経営にも大きな影響を与えていたことは、すでに研究史のうえで指摘されている⁽²⁰⁾。この点を踏まえるならば、不動院の配下寺院を一括して扱うのではなく、寺格別に分析を進めることが有効であろう。まずは表6にて、不動院配下寺院のうち、「末寺」寺院の実態を析出したい。

表6 「末寺」の葬祭檀家1軒あたりの檀徳

	寺院名	村名	葬祭檀家数【A】	葬祭檀徳(文)【B】	【B】／【A】	寺 格		備 考
						末寺	門徒	
1	普賢院	信太村	25	24000	960.0	○		葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
2	寿堂院	請領村	20	12000	600.0	○		葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
3	観音寺	鳩嶋村	55	28000	509.1	○		葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
4	万福寺	蒲ヶ山村	50	20000	400.0	○		葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
5	照明院	伊佐郡村	90	30000	333.3	○		葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
6	西福寺	大谷村	27	8400	311.1	○		葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
7	如来寺	木原村	69	20000	289.9	○		
8	海蔵寺	上次田村	70	15000	214.3	○		葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
9	圓光寺	佐倉村	40	8000	200.0	○		「祈滅檀家」
10	多宝院	古渡村	62	12000	193.5	○		葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
11	来遍院	大須賀村	50	8000	160.0	○		
12	宝勝院	大形村	75	12000	160.0	○		葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
13	延命寺	久野村	66	10000	151.5	○		葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
14	高照寺	福田村	67	10000	149.3	○		葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
15	不動院	江戸崎	20	2000	100.0	○		田舎本寺
16	妙香寺	土浦村	60	6000	100.0	○		葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
17	薬王寺	大山村	50	5000	100.0	○		
18	善照寺	若栗村	93	6000	64.5	○		葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
19	満願寺	河嶋崎村	273	15000	54.9	○		葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
平均			66.4	13231.6	265.9			

表6によれば、葬祭檀家一軒あたりの檀徳が最も多いのは、普賢院である。同院では、葬祭檀家数二五軒、檀徳が二四貫文(二四〇〇文)となっており、檀家一軒あたりの檀徳は九六〇文となる。次に位置する寿堂院が葬祭檀家数二〇軒、檀徳一二貫文(一二〇〇文)であり、檀家一軒あたりにつき六〇〇文となっている。この点を考慮すると、普賢院の数字は突出している。史料上の制約から経年比較ができないため、同年に限って檀徳が多いのか否かについては不明である。普賢院が有力な檀家をかかえている可能性もある。

他方で、檀家一軒あたりの葬祭檀徳が最も少なくなっているのは満願寺である。同寺は本章第一節にて確認したように、不動院配下寺院として最も多い葬祭檀家数を有している。ところが、檀家一軒あたりの檀徳については五〇文程度にすぎない。これを普賢院と比較すると二〇倍近い差があることになる。満願寺の次に檀家一軒あたりの檀徳が少ない善照寺についても、九三軒の葬祭檀家が確認され、不動院配下寺院のなかでは第二位の数字となっている。檀家数の多さが檀家一軒あたりの檀徳支出を寡少にしている可能性が浮上するだろう。

「末寺」寺院全体の檀徳については、その平均が一〇貫文強となる。また、葬祭檀家一軒あたりの檀徳は、二六五文程度である。突出している普賢院を除けば二三〇文弱となり、このあたりが檀家一軒あたりの標準的な檀徳となる。

次に「門徒」寺院に分類される寺院について、同様に確認していきたい。表7において、檀家一軒あたりの檀徳が最も多いのは慶正院で、二軒の葬祭檀家数が二貫文(二〇〇〇文)を負担しており、一軒あたり一貫文(一〇〇〇文)の計算となる。次位となる地藏院が一四軒の葬祭檀家で

表7 「門徒」の葬祭檀家1軒あたりの檀徳

	寺院名	村名	葬祭檀家数 【A】	葬祭檀徳(文) 【B】	【B】／【A】	寺 格		備 考
						末寺	門徒	
1	慶正院	牛込村	2	2000	1000.0		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
2	地藏院	木村	14	4000	285.7		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
3	観音寺	佐倉村	17	3400	200.0		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
4	薬師寺	佐倉村	11	2000	181.8		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
5	安楽寺	古渡村	22	4000	181.8		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
6	高福寺	嶋田村	40	7000	175.0		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
7	東壽院	谷中村	12	2000	166.7		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
8	妙行寺	上条村	38	5000	131.6		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
9	無量院	大塚村	13	1500	115.4		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
10	八幡寺	豫崎村	37	4000	108.1		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
11	薬師寺	大田村	6	600	100.0		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
12	持法院	佐倉村	20	2000	100.0		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
13	金剛院	桂村	37	3500	94.6		○	
14	和光院	根火村	8	700	87.5		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
15	龍蔵寺	大田村	18	1500	83.3		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
16	観行院	根火村	19	1500	78.9		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
17	延壽院	山王村	12	800	66.7		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
18	延命院	山内村	15	850	56.7		○	「旦那祈滅共二十五軒」
19	明鏡院	八井田村	22	1200	54.5		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
20	観音寺	飯嶋村	33	1200	36.4		○	
21	龍光院	間野村	6	200	33.3		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
22	経堂院	間野村	4	100	25.0		○	葬祭檀徳に祈禱檀徳を含む
平均			18.5	2229.5	152.9			

四貫文(四〇〇〇文)、一軒あたりにすると二八五文程度となっていることから、この慶正院も例外的な存在であると言える。

檀家一軒あたりの檀徳が少ない寺院に目を向けると、最少となっているのが経堂院で、四軒の葬祭檀家で一〇〇文、一軒あたり二五文の数字となる。経堂院に次いで少ない龍光院では、六軒の葬祭檀家で二〇〇文の檀徳となっており、一軒あたり三三三三文強の計算になる。「門徒」寺院全体の平均檀徳は二貫二〇〇文程度で、葬祭檀家一軒あたりにすると一五〇文強の檀徳収入を得ていた。葬祭檀家一軒あたりの檀徳が例外的に多い慶正院を除くと一一〇文程度となり、計算上ではこのあたりの数字が標準となるだろう。

ここでさらに「末寺」寺院と「門徒」寺院の檀家一軒あたりの檀徳を比較して検討したい。この数字が一〇〇文に満たない寺院を抽出すると、「末寺」寺院では全一九ヶ寺中わずか二ヶ寺、割合にして一〇%程度であるのに対し、「門徒」寺院の場合にはこの階層が一〇ヶ寺確認され、全二ヶ寺に占める割合は四五%強となる。葬祭檀家数に関して、「末寺」寺院と「門徒」寺院では大きな開きがあることは前節でも確認したとおりである。加えて、個別の葬祭檀家が負担する檀徳についても、寺格による差異は歴然である。

また、「末寺」寺院と「門徒」寺院の葬祭檀家一軒あたりの平均値をみると、両者には二倍程度の差がある。内閣文庫に所蔵されている天台宗寺院の分限帳について検討を加えた圭室文雄は、「葬祭寺院」と「祈禱寺院」では、檀家の負担に二倍から四倍程度の差があることを指摘している⁽²¹⁾。圭室が分析しているのは、葬祭檀家と祈禱檀家それぞれが負担する檀徳の比較であるが、葬祭檀家に限定してみても、「末寺」寺院と「門徒」寺院

のあいだには同様の負担差が生じている実態を看取することができよう。

以上のように、不動院配下寺院の事例では、「末寺」寺院と「門徒」寺院といった寺格によって、葬祭檀家数や葬祭檀家一軒あたりの檀徳に大きな差異が存在した。そもそも「門徒」寺院の場合には、葬祭檀家を有していない寺院が一般的であり、これをかかえていた場合でも、「末寺」寺院と比較して葬祭檀家数では三分の一度程度、葬祭檀家一軒あたりの檀徳については二分の一度程度となっていた。同一地域、同一宗派内の寺院であっても、葬祭檀家の分析にあたつては寺格を考慮する必要がある。

一四 祈禱檀家

本論では前節までに、不動院配下寺院の葬祭檀家についての分析を進めてきた。葬祭檀家の実態を描出することは、寺檀制度の内実を知るうえで欠かすことはできない。それとともに、「檀家」という枠組みで考えるならば、葬祭や寺請といった制度的枠組みの外に存在した祈禱檀家⁽²²⁾の存在に焦点を当てることが求められるだろう。

そこで本節では、不動院配下寺院が有する祈禱檀家について考察することとしたい。これを一〇軒ごとの階層にまとめると、次の表8のようになる。まず、一〇〇軒以上の祈禱檀家をかかえる寺院が二ヶ寺存在していることが確認される。この二ヶ寺は後掲の表9によれば、それぞれ二〇〇軒と一五〇軒の祈禱檀家を有している。八一軒から一〇〇軒までに区分される寺院が存在しないことを考慮すれば、この二ヶ寺の祈禱檀家数は突出していると判断されるだろう。最頻値をみると、一一軒から二〇軒の階層に二六%の寺院が存在し、これに〇軒から一〇軒までの九ヶ寺を加えると、四割以上の寺院が祈禱檀家二〇軒以下の階層に

表8 不動院配下寺院の祈禱檀家数

祈禱檀家数	寺院数	全寺院数に対する割合	全寺院に占める累計割合
0～10軒	9	18.0%	18.0%
11～20	13	26.0%	44.0%
21～30	8	16.0%	60.0%
31～40	8	16.0%	76.0%
41～50	5	10.0%	86.0%
51～60	1	2.0%	88.0%
61～70	2	4.0%	92.0%
71～80	2	4.0%	96.0%
81～90	0	0.0%	96.0%
91～100	0	0.0%	96.0%
101～	2	4.0%	100.0%
合計	50	100.0%	100.0%

属していることがわかる。また、半数以上の寺院で、祈禱檀家数が三〇軒以下である。

祈禱檀家数についての概観を終えたところで、次にその実態をより詳細に確認していく。次に先掲表8のもととなった表9を提示する。これは、不動院配下寺院のうち、祈禱檀家の存在が判明する寺院について、祈禱檀家数、祈禱檀徳、祈禱檀家一軒あたりの檀徳、及び寺格についてまとめた表である。まず寺格については、すべて「門徒」寺院となっている。なお、「末寺」寺院についても祈禱檀家を有している寺院は存在する。ただし、その檀徳が史料上では「滅罪檀家」、すなわち葬祭檀家からの収入を含めて記述されており、祈禱檀家からの檀徳が不明となっているため、これを除外している。

表9 不動院配下寺院の祈禱檀家数及び祈禱檀徳

	寺院名	村名	祈禱檀家数【A】	祈禱檀徳		【B】/【A】	寺格		備考
				史料上の表記	銭換算(文)【B】		末寺	門徒	
1	慈眼院	依田村	24	1両2歩	6000	250.0		○	金1両=銭4貫文
2	華王院	大山村	6	1貫300文	1300	216.7		○	
3	宝寿院	下酒田村	51	11貫文	11000	215.7		○	
4	泉念寺	下酒田村	30	6貫文	6000	200.0		○	
5	普賢寺	若山村	11	2貫文	2000	181.8		○	
6	清鏡院	大山村	20	3貫500文	3500	175.0		○	
7	法庵寺	伊佐郡村	41	米2俵2斗 銭3貫文	7000	170.7		○	金1両=銭4貫文 金1両=米1石 米1俵=4斗入
8	醫王寺	茂呂村	12	2貫文	2000	166.7		○	
9	宝樹院	大塚村	50	8貫文	8000	160.0		○	
10	真福寺	布佐村	22	3貫500文	3500	159.1		○	
11	自性院	木原村	26	4貫文	4000	153.8		○	
12	正善院	沼田村	33	5貫文	5000	151.5		○	
13	佛乘院	土浦村	10	1貫500文	1500	150.0		○	
14	自徳院	沼田村	34	5貫文	5000	147.1		○	
15	極東寺	茂呂村	17	2貫500文	2500	147.1		○	
16	観明院	大山村	18	2貫500文	2500	138.9		○	
17	長照院	金井村	50	米2俵1斗 銭3貫文	6600	132.0		○	金1両=銭4貫文 金1両=米1石 米1俵=4斗入
18	慶城院	木原村	80	10貫文	10000	125.0		○	
19	安養寺	上濱田村	15	1貫800文	1800	120.0		○	
20	西光寺	下濱田村	31	3貫500文	3500	112.9		○	
21	経蔵院	吉原村	28	3貫文	3000	107.1		○	
22	観行院	木原村	15	1貫600文	1600	106.7		○	
23	真乘院	結佐村	64	6貫500文	6500	101.6		○	
24	常東院	嶋津村	70	7貫文	7000	100.0		○	
25	地福寺	亀崎村	18	1貫800文	1800	100.0		○	
26	福翁院	舟子村	15	1貫500文	1500	100.0		○	
27	光明院	領念村	8	800文	800	100.0		○	
28	地藏院	伊佐郡村	7	700文	700	100.0		○	
29	真福寺	古渡村	5	500文	500	100.0		○	
30	薬師寺	木原村	40	3貫500文	3500	87.5		○	
31	西善寺	古渡村	35	3貫文	3000	85.7		○	
32	慈眼寺	木原村	12	1貫文	1000	83.3		○	
33	長福寺	久野村	6	500文	500	83.3		○	
34	宝鏡院	土浦村宮久保	37	3貫文	3000	81.1		○	
35	西光寺	興津村	10	800文	800	80.0		○	
36	醫王寺	吉原村	26	2貫文	2000	76.9		○	
37	廣蔵寺	領念村	22	1貫600文	1600	72.7		○	
38	龍星院	竜ヶ崎村	150	10貫文	10000	66.7		○	
39	福泉寺	上濱田村	80	5貫文	5000	62.5		○	
40	西照院	端山村	41	2貫500文	2500	61.0		○	
41	華蔵院	大須賀津村	50	金3歩	3000	60.0		○	金1両=銭4貫文
42	観音院	木原村	10	600文	600	60.0		○	
43	地藏院	小坂村	19	1貫50文	1050	55.3		○	
44	地藏院	河嶋崎村	40	2貫文	2000	50.0		○	
45	普門院	河嶋崎村	40	2貫文	2000	50.0		○	
46	一乗院	木原村	6	250文	250	41.7		○	
47	一乗院	竜ヶ崎村	200	7貫文	7000	35.0		○	
48	観音寺	河嶋崎村	30	1貫文	1000	33.3		○	
49	地藏院	月出村	20	600文	600	30.0		○	
50	正壽院	蒲ヶ山村	15	100文	100	6.7		○	
平均			34.0		3332	109.0			

さて、個別の寺院がかかえる祈禱檀家からの収入実態についてみていくこととしたい。この檀徳が最も多いのは宝寿院(No.38)で、一五〇軒の祈禱檀家から銭に換算して一一貫文(一一〇〇〇文)を得ている。宝壽院以外に銭一〇貫文以上の祈禱檀徳となっている寺院は二ヶ寺(No.18慶城院とNo.38龍星院)確認され、以下八貫文(八〇〇〇文)が一ヶ寺、七貫文(七〇〇〇文)三ヶ寺と続いている。一方で祈禱檀家からの収入が少ない寺院に目を向けると、一五軒の祈禱檀家で銭一〇〇〇文の正壽院(No.50)が最少である。次いで一条院(No.46)が五軒の祈禱檀家から二五〇文、以下五〇〇文、六〇〇文がそれぞれ二ヶ寺ずつ存在する。ここに登場する全五〇ヶ寺の平均は、三貫三〇〇文(三三〇〇〇文)程度である。

次に祈禱檀家一軒あたりの檀徳を確認したい。この金額が最も多い慈眼院は二五〇文であり、同院を含めて四ヶ寺が二〇〇文以上となっている。他方で最も少ないのは正壽院の六・七文、次に三〇文代の三ヶ寺がつづいている。檀家一軒あたりの平均祈禱檀徳は一〇〇・九文であり、中央値も一〇〇文となっている。この程度のコレが標準の檀徳と言えるだろう。

ここでさらに「門徒」寺院における葬祭檀家と祈禱檀家それぞれの檀家一軒あたりの檀徳を比較したい。葬祭檀家一軒あたりの檀徳は、突出した一ヶ寺を除くと一一〇文程度であった。この金額は祈禱檀家の檀徳と近似している。すなわち、「門徒」寺院の場合には、各寺院が有する檀家が葬祭檀家であっても、祈禱檀家と同程度の檀徳しか得ていない。こうした点を整理すると、どのようなことが言えるのだろうか。

先に確認したとおり、葬祭檀家と祈禱檀家の檀徳負担差は、二倍から

四倍であることが圭室文雄によって指摘されている。不動院配下寺院の場合でも、寺格の差異を無視すれば同様の実態が看取される。ただし、「門徒」寺院がかかえる葬祭檀家と祈禱檀家を比較してみると、両者の負担差はほぼ同額となっている。史料上の制約から、「末寺」寺院の祈禱檀徳が検討できないため、今後のさらなる研究を必要とするが、檀家一軒あたりの檀徳は、葬祭檀家や祈禱檀家といった檀家の属性ではなく、それぞれの檀家が属する寺院の寺格に左右されるところが大きいのではないか、という可能性が浮上してくる。

二 不動院配下の所持耕地

二一 所持耕地の概観

前章では、不動院配下の寺院が有する葬祭檀家と祈禱檀家について、それらの数的把握を寺格と関連づけて論じてきた。近世初期段階における寺院の実態を知ることができる「肥後藩人畜改帳」によれば、この時期の寺院は、寺僧の宗教活動によって得られる収入ではなく、主として農業収入に依存した経営実態であった。⁽²³⁾ また、大桑齊は、中世から近世へと時代が移行していくなかで、大規模な寺院の所持耕地が解体されていく過程を詳細に論じている。⁽²⁴⁾ 換言すれば、寺檀制度が確立したのちの各寺院の経営は、檀家からの収入によって支えられてきたとみなされてきた。⁽²⁵⁾ ゆえにこれまでの研究史上では、各宗派の本山や田舎本寺に代表される大規模寺院を除き、寺院経営の実態解明に主眼を置いた実証的研究は未だその蓄積が充分とはいえない現状にある。⁽²⁶⁾

併せて前章までに確認したように、不動院配下の寺院については、原則として寺請や葬祭を執行することができない住持によって営まれる「門徒」寺院が多数存在していた。これら「門徒」寺院の場合には、檀家からの収入に依存できない経営実態であったことが推測される。寺院経営を支える収入手段については、檀家からの収入を含めたより総合的な分析が求められる。

そこで本章では、寺院経営を支えるもうひとつの柱と考えられる所持耕地に関して、その実態を明らかにしていきたい。「江戸崎不動院不動院門徒分限帳」の全三冊に登場する寺院の所持耕地に関する記載内容は、面積表示と石高表示が混在している。この点の統一は図られていない。そこで本節では、所持耕地面積が判明する五七ヶ寺について概観することとしたい。次に表10を提示する。

表10 不動院配下寺院の所持耕地（5反歩ごと）

所持耕地	寺院数	全寺院数に占める割合
0.5 町歩未満	33	57.9%
0.5～1.0 町歩	9	15.8%
1.0～1.5 町歩	7	12.3%
1.5～2.0 町歩	2	3.5%
2.0～2.5 町歩	3	5.3%
2.5～3.0 町歩	1	1.8%
3.5 町歩以上	2	3.5%
	57	100.0%

表10を確認すると、全五七ヶ寺のうち三三ヶ寺、割合にして七七%強の寺院が五反歩未満の所持耕地となっている。一方で一町歩以上の耕地を有している寺院は二五ヶ寺で全体の二六%程度である。さらに二町歩以上の耕地を有する寺院も一〇%程度の割合で存在する。なお、最大は四町四反歩あまり、最小は三畝歩程度である。また、二〇ヶ寺については三反歩未満である。この階層に属する寺院は、所持耕地の集積を進めることができないことが明らかである。²⁷⁾

全体的にみると、一町歩以上の耕地を有するのは四分の一程度の寺院であり、多くの寺院で五反歩未満となっていることが確認される。また、次節にて検討を進めるが、三反歩未満の寺院も一定数存在していたことを指摘しておきたい。

二―二 寺格別にみる所持耕地の実態

不動院配下寺院の所持耕地面積に関して概観したところで、次により詳細な検討に移りたい。前章で確認したように、不動院配下寺院の場合には、寺格によって葬祭檀家数や檀家一軒あたりの檀徳に大きな差異がみられた。所持耕地についても同様に、寺格別の差異が生じているのだろうか。まずは「末寺」寺院から確認してみよう。

表11は所持耕地面積が確認できる一三ヶ寺を抽出したものである。これによると、最大は来遍院（No.1）で四町歩以上の耕地を有している。寺院経営を支えるに十分な耕地面積と言えるだろう。来遍院を含めて二町歩以上の耕地を有しているのが五ヶ寺確認され、全体の三八%程度、一町歩以上になると一〇ヶ寺で七七%程度の割合を占めている。分析の

表11 「末寺」寺院の所持耕地

	寺院名	村名	所持耕地		
			田方面積合計	畑方面積合計	総面積
1	来遍院	大須賀津村	1.45	2.99	4.44
2	寿堂院	請領村	1.62	1.86	3.48
3	満願寺	河嶋崎村	1.43	1.20	2.63
4	照明院	伊佐郡村	0.66	1.83	2.49
5	吉祥院	沼田	0.85	1.31	2.16
6	妙香寺	土浦村	0.42	1.43	1.85
7	延命寺	久野村	0.84	0.77	1.61
8	圓光寺	佐倉村	0.88	0.52	1.40
9	普賢院	住吉村	0.72	0.62	1.34
10	成龍院	馬掛村	0.08	1.08	1.16
11	薬王寺	大山村	0.38	0.28	0.66
12	金蔵院	(不記)	0.00	0.04	0.04
13	多宝院	古渡村	0.00	0.03	0.03
	平均		0.72	1.07	1.79

(註1) 小数点以上は町、小数点以下は反、畝を示す 例) 4.44 は 4町4反4畝
 (註2) 歩については 16歩以上を繰り上げ、15歩以下を切り捨て

対象となる寺院数が限定されているため、一定の留保が必要とされるが、この規模の耕地から確実な地徳収入が見込めるのであれば、これらの寺院では住持の止住に十分な農業収入を確保していると考えてよいだろう。一方で所持耕地が五反歩未満の寺院も二ヶ寺が確認される。ただし「末寺」寺院全体に占める割合は、一五%に過ぎず、標本数から考えても例外的な寺院であると判断されよう。不動産配下の「末寺」寺院に関し

では、檀家からの収入に加えて、所持耕地からの収入についても、その経営を支える両輪であったことが推測される。

それでは「門徒」寺院の所持耕地の規模は如何ほどであったのだろうか。次に「門徒」寺院の所持耕地についてまとめた表12をみていただきたい。同表によれば、「門徒」寺院であっても、最大の所持耕地を有する華王院(No.1)の場合には、二町歩以上の田畑にその経営が支えられていることが判明する。華王院の場合も安定的な住持の止住に貢献するだけの農業収入を確保しているものと考えられる。ただし、一町歩以上の所持耕地が確認されるのは、華王院を含めて五ヶ寺のみであり、全「門徒」寺院数の約一〇%を占めるのみである。

所持耕地が少ない寺院に目を転じると、安楽寺(No.44)では三畝歩程度の所持耕地となっており、これが最小である。この程度の所持耕地では、十分な農業収入を期待することはできないであろう。また、三反歩未満の所持耕地となっている寺院は一八ヶ寺を数え、この階層が全体の四〇%を占めている。さらに七〇%の寺院で五反歩未満となっている。

ここまでの分析を以下のように整理しておこう。「末寺」寺院と「門徒」寺院の所持耕地を比較すると、葬祭檀家数や檀家一軒あたりの檀徳と同様に顕著な相違がみられる。特に一町歩以上の所持耕地を有する寺院に限定すると、「末寺」寺院では同規模の所持耕地が一般的であったのに対し、「門徒」寺院では約九割がこれに該当しない。「末寺」寺院の場合には、その大半で寺院経営を安定させるための目安となる檀家数にやや及ばないものの、それを補完する農業収入が確保されているものと推測される。

表12 「門徒」寺院の所持耕地

	寺院名	村名	所持耕地		
			田方面積合計	畑方面積合計	総面積
1	華王院	大山村	0.70	1.40	2.10
2	持法院	佐倉村	0.70	0.73	1.43
3	観音寺	河嶋崎村	0.51	0.87	1.38
4	極東寺	茂呂村	0.38	0.81	1.19
5	高福寺	嶋田村	0.94	0.18	1.12
6	醫王寺	茂呂村	0.06	0.92	0.98
7	法庵寺	伊佐郡村	0.17	0.66	0.83
8	華蔵院	大須賀津村	0.57	0.22	0.79
9	泉念寺	下酒田村	0.71	0.03	0.74
10	東壽院	谷中村	0.13	0.54	0.67
11	正善院	沼田村	0.23	0.40	0.63
12	薬師寺	佐倉村	0.24	0.35	0.59
13	宝寿院	下酒田村	0.55	0.03	0.58
14	普賢寺	若山村	0.23	0.25	0.48
15	宝寿院	川原代村	0.39	0.09	0.48
16	普門院	河嶋崎村	0.32	0.12	0.44
17	西光寺	下濱田村	0.42	0.00	0.42
18	金剛院	桂村	0.03	0.38	0.41
19	清鏡院	大山村	0.28	0.12	0.40
20	観明院	大山村	0.15	0.23	0.38
21	観行院	根火村	0.14	0.22	0.36
22	観音寺	佐倉村	0.22	0.14	0.36
23	慶正院	牛込村	0.00	0.32	0.32
24	地福寺	亀崎村	0.23	0.08	0.31
25	自徳院	沼田村	0.00	0.30	0.30
26	地蔵院	伊佐郡村	0.08	0.22	0.30
27	地蔵院	木村	0.00	0.29	0.29
28	西照院	端山村	0.05	0.24	0.29
29	長照院	金井村	0.17	0.11	0.28
30	宝樹院	大塚村	0.13	0.13	0.26
31	真乗院	結佐村	0.23	0.00	0.23
32	宝鏡院	土浦村宮久保	0.08	0.15	0.23
33	和光院	根火村	0.04	0.18	0.22
34	慈眼院	依田村	0.15	0.07	0.22
35	地蔵院	河嶋崎村	0.22	0.00	0.22
36	薬師寺	大田村	0.00	0.20	0.20
37	佛乗院	土浦村	0.13	0.07	0.20
38	無量院	大塚村	0.00	0.13	0.13
39	明鏡院	八井田村	0.07	0.06	0.13
40	醫王寺	吉原村	0.04	0.09	0.13
41	観音寺	八井田村	0.02	0.10	0.12
42	八幡寺	豫崎村	0.10	0.00	0.10
43	真福寺	古渡村	0.06	0.02	0.08
44	安楽寺	古渡村	0.00	0.03	0.03
	平均		0.22	0.26	0.49

(註1) 小数点以上は町、小数点以下は反、畝を示す 例) 2.10は2町1反0畝

(註2) 歩については16歩以上を繰り上げ、15歩以下を切り捨て

他方で「門徒」寺院では、大多数が所持耕地からの収入には依存できない経営実態であったと推測されるだろう。近世中期以降、「門徒」寺院の無住化が進行する背景には、この寺格の寺院が檀家からの収入、所持耕地からの収入ともに充分ではなかったことが考えられる。

以上の点からも、不動院配下寺院については、寺格によって所持耕地の規模が大きく異なっていることを明確に指摘できる。

二―三 檀家数と所持耕地の相関

前節にて確認したように、檀家数や檀徳のみならず所持耕地についても、寺格によってその規模が大きく異なっていた。次に求められるのは、檀家数と所持耕地についての相関について分析を進めることである。

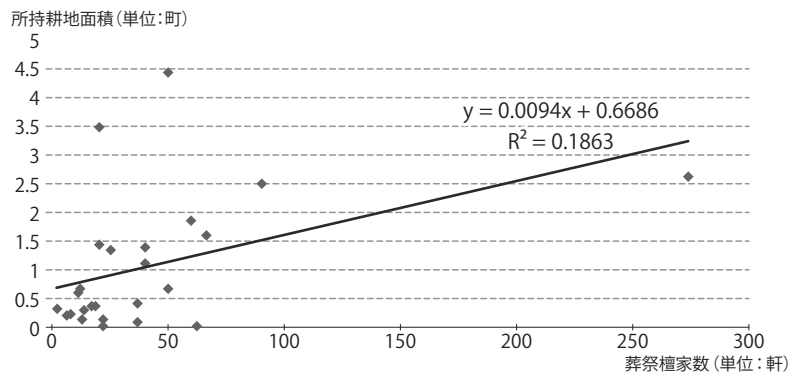
前述のとおり、これまでの研究史では、檀徳収入が少ない寺院はそれを補完するために土地集積を進め、その結果として寺院収入に占める地

徳収入の割合が増加する傾向にあることが指摘されている⁽³⁰⁾。ただし、もう一方の可能性として、多くの檀徳収入を得られる寺院では、その収入を利用して土地集積を進めることも想定されるだろう。その場合、檀家数や檀徳収入に比例して所持耕地や地徳が増加することになる。不動院配下寺院の場合には、どのような傾向がみられるのだろうか。

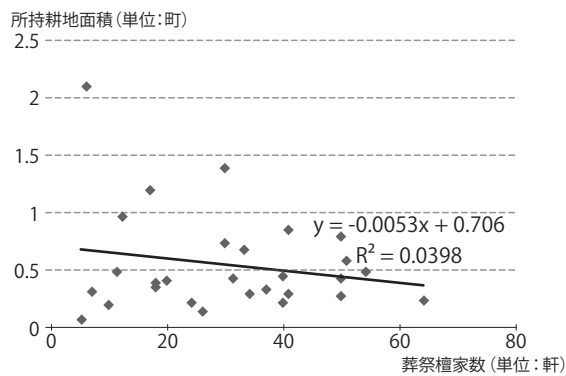
この点を確認するために、グラフ4を提示する。同グラフは、葬祭檀家数と所持耕地面積をともに確認することができる二五ヶ寺について表化したものである。なお、この二五ヶ寺の寺格の内訳は、「末寺」寺院一〇ヶ寺、「門徒」寺院一五ヶ寺である。

葬祭檀家数と所持耕地の相関をみると、葬祭檀家数四〇軒程度以下、所持耕地面積で七反歩程度以下の範囲に寺院が集中して存在している。この点については、先述のとおりである。また、この図における近似曲線は右肩上がりとなっており、葬祭檀家数と所持耕地面積には正の相関があるものと考えてよい。ただし、相関係数を計算すると 0.43 程度で、両者の相関は決定的ではない。

同様にして、祈禱檀家数と所持耕地の相関をみてみよう。次に示すグラフ5は、所持耕地面積と祈禱檀家数の双方が確認される二八ヶ寺を表化したものである。所持耕地面積が、五反歩以下に集中している実態は、これらの寺院がすべて「門徒」寺院となっていることによる。所持耕地と祈禱檀家数とのあいだには、近似曲線が示すとおり負の相関が確認される。計算上では、祈禱檀家数が増えるに従って、所持耕地面積が減少するということになるだろう。この点については、すでに圭室文雄が指摘した結論を得ることができる。ただし、相関係数はマイナス 0.22



グラフ4 葬祭檀家数と所持耕地の相関



グラフ5 祈禱檀家数と所持耕地の相関

程度で、両者のあいだには明確な相関関係が成立しないと判断してよいだろう。

ここまで分析してきたとおり、葬祭檀家をもつ寺院、祈禱檀家をもつ寺院ともにそれぞれの檀家数と所持耕地とのあいだには、確定的な相関を確認することができない。この点に関しては、史料記載上の制約とともに、標本数を考慮する必要があるだろう。本論以降の課題として、事例の集積が課題となる。

おわりに

明治維新期の廃仏毀釈を経て、寺檀の関係が制度的枠組みを喪失させ、寺院の存立基盤は揺らぎをみせながらも、今日に至るまでその命脈を保っている。こうした理由はどこに求められるのだろうか。これは、日本宗教史研究上で繰り返し発せられてきた問いである。⁽³¹⁾ 本論では、こうした問いに対するひとつの回答を得るために、近世における寺院の経済的基盤についての考察を進めてきた。

ここまでみてきたように、寺院の経済的存立基盤は、檀家との関係によって得られる檀徳のみに依存してきたわけではない。寺院が存立していくために複数の経済的営為を確保していることが確認されるのである。廃仏毀釈によって檀家との関係が揺らいだのちも、多数の寺院がその経営を維持することができた所以は、こうした点に求められる。

以上のように整理すると、「門徒」寺院の大半が廃仏毀釈を経て存続し得なかったことについても合理的な説明を用意することが可能であろう。⁽³²⁾ これまでの分析からは、「門徒」寺院の場合には、檀家からの収入と所持耕地からの収入の両者ともに充分であったとは言い難い実態であったことが浮かび上がる。寺請の行使といった制度的な枠組みが崩れつつあるなかで、経済的存立基盤を確保できていない「門徒」寺院は、その存続を許されなかったと考えるのが適当である。こうした点に鑑みると、寺檀制度の枠組みや寺院経営を分析するにあたり、従前の研究において閑却されてきた寺格に着目することが有効であろう。

ここで次なる課題となるのは、本来寺請を執行することができない住持によって営まれる「門徒」寺院であっても、実態としては葬祭檀家を有している事例が散見される点である。これまでの研究史のうえでは、浄土真宗寺院において、末寺が中本寺の檀家を預かる「預檀越」という形態が存在したことが知られている。⁽³³⁾ 不動院配下の寺院についても、「末寺」寺院の葬祭檀家を「門徒」寺院が預かっているものと推測されるが、定見を得るに至っていない。

また、本論では各寺院の支出面に関して分析を加えることができなかった。各寺院の檀家の形成過程についての考察を含めて、別稿を用意する必要がある。以上のように次稿以降の分析課題を提示して、本論を締めくくりたい。

注

- (1) 圭室文雄『江戸幕府の宗教統制』（評論社 一九七一年）など。
- (2) 本論では、寺請と宗判を同義の意味として扱う。
- (3) 前掲註1、圭室。
- (4) 竹田聰洲「近世諸国蓮門精舎の自伝的開創年代とその地域的分布（二）」（同志社大学人文学会編『人文学』第五九号 所収一九六二年）などを参照されたい。
- (5) この点について言及した論考として、ここでは竹田聰洲『祖先崇拜』（サーラ叢書 一九五七年）、圭室文雄『日本仏教史 近世』（吉川弘文館 一九八七年）をあげておく。
- (6) 児玉識『近世真宗の展開過程』（吉川弘文館 一九七六年）第四章第三節「寺格昇格運動」。

- (7) 拙著『近世地方寺院経営史の研究』(吉川弘文館 二〇一九年)所収第二章「近世北関東農村における祈禱寺院経営」。
- (8) 茨城県立歴史館寄託静嘉堂文庫蔵色川三中旧蔵書 史料番号二二六七。なお色川三中は、享和元(一八〇一)年に常陸国土浦で生まれ、安政二(一八五五)年に没した近世後期の国学者として知られ、旧蔵資料の多くは茨城県立歴史館に寄託されている。この史料群に不動院に関する史料が含まれた経緯については、現時点では不明である。色川三中については、『国史大辞典』1(吉川弘文館 一九七九年)の「色川三中」の項(鈴木暎一執筆)を参照のこと。なお、本論にて以下に提示する表およびグラフは、すべて同史料にもとづいて作成している。
- (9) 本論では、一般に呼称されている本山に対する「末寺」と、後述する「寺格」としての「末寺」との混同を避けるため、不動院を田舎本寺として、その下に展開する寺院を「配下寺院」(以下鉤括弧をはずす)と呼称する。
- (10) 茨城県立歴史館寄託千妙寺文書 史料番号三一「常州黒子千妙寺門徒分限帳」(『関城町史』史料編1 関城町 一九八三年 所収)など。
- (11) ここで言う「葬祭檀家」(以下鉤括弧をはずす)とは、後述するように、各寺院が有する檀家のうち、寺請の実施対象となる檀家を指す。
- (12) ここで言う「祈禱檀家」(以下鉤括弧をはずす)とは、前記註11の対象外となる檀家を指す。
- (13) 本論で使用する「寺院」(以下鉤括弧をはずす)とは、多様な経済活動によって成立するひとつの経営体と定義する。
- (14) 以下に本論で史料する平均値、平均とは、相加平均値を指す。
- (15) 前掲註5、圭室「四 江戸後期の仏教」など。
- (16) 天台宗教団における田舎本寺については、塩入伸一「本末制度の成立と展開 天台宗」(『歴史公論』一一一 一九八五年)に詳しい。
- (17) 例えば不動院と同じ常陸国の天台宗田舎本寺である千妙寺の場合にも、葬祭檀家数は六〇軒であり、その塔中四ヶ院の平均は二九三軒程度となっている(前掲註10、千妙寺文書 史料番号三一)。また本稿では不動院を「末寺」として扱っているが、ここで言う「末寺」とは、一般的に使用される本山に対する末寺のことではない。この点に関しては本論にて後述する。
- (18) 宇高良哲「関東天台宗の本末制度について―特に三室台吉祥寺を中心として―」(『浦和市史研究』第二号所収 一九八七年)のち同『近世関東仏教教団史の研究』文化書院 一九九九年 第三章として所収。
- (19) 前掲註5、圭室「一 幕藩制成立期の仏教」。
- (20) 前掲註5、圭室「一 幕藩制成立期の仏教」。
- (21) 圭室文雄「江戸時代の天台宗寺院経営」(『明治大学大学院紀要』第五号所収 一九六七年)。
- (22) 祈禱檀家に関する代表的な研究として、ここでは西川武臣「近世後期の真言宗寺院と祈禱檀家―武蔵国橘樹郡生麦村の名主日記の記述から―」(圭室文雄編『民衆宗教の構造と系譜』所収 一九九五年 雄山閣)をあげておく。
- (23) 前掲註5、圭室「一 幕藩制成立期の仏教」。
- (24) 大桑斉「近世初期真言宗寺院の土地経営」(『近世仏教』二・三合刊号 所収 一九六五年)。
- (25) 前掲註6、児玉 第四章第三節「寺格昇格運動」。
- (26) 各宗派の本山をはじめとする大寺院の経営を分析した近年の論考として、ここでは鈴木雅晴「近世における建長寺の寺院経営と祠堂金貸付」(中野達哉編『鎌倉寺社の近世』岩田書院 二〇一七年 所収)をあげておく。
- (27) 寺院の土地集積に関する論考として、ここでは前掲註7、拙稿をあげておく。

- (28) なお、常陸国を含めた北関東農村では、近世中期から後期にかけて人口の減少とそれにとまなう田畑の荒地化が指摘されている(須田茂「近世後期常総農村における没落農民」『地方史研究』一六三号 所収 一九八〇年など)。ゆえに近世中期から後期にかけて、本論で分析の対象としている地域の寺院では、所持耕地からの収入が減少している可能性がある。
- (29) 前掲註7、拙稿など。
- (30) 前掲註5、圭室「四 江戸後期の仏教」。
- (31) 神仏分離や廃仏毀釈については、明治初期に発布された諸法令によるものではなく、近世後期からその萌芽がみられる。こうした点を踏まえるならば、明治維新期の宗教政策に焦点を当てつつ、近世中後期からの時間軸のなかで分析する必要がある。以上の点については、圭室文雄『神仏分離』(教育社 一九七七年)に詳しい。
- (32) 前掲註7、拙稿。
- (33) 圭室文雄「『預檀越』について」(明治大学内藤家文書研究会編『譜代藩の研究』八木書店 一九七二年 所収)。

たなか ようへい・淑徳大学 人文学部 准教授